



第1 急増する日中国際相続の現状

現代において、日本国内における中国籍の在留外国人は増加の一途を辿っており、また中国に居ながら日本に資産を有するケースも少なくありません。また日本人が中国に駐在し、現地で銀行口座を開設したり、不動産を所有したりするケースも一般化しています。

このような背景から、被相続人（亡くなった人）または相続人（遺産を受け継ぐ人）のいずれかが日中双方にまたがっている、あるいは相続財産が双方の国に分散している「日中間の国際相続」の発生件数が急増しています。

第2 国際私法による準拠法決定

日中間にまたがる相続が発生した際、最初に解決すべきなのが、どこの国の法律を適用して、誰が相続人であるか、いくら相続分があるかを定めるべきかという準拠法の決定問題です。

この問題を解決するため、各国はそれぞれの国内法として国際私法を定めています。日本においては「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」といいます）がこれに該当し、中国においては「中華人民共和国涉外民事法律関係適用法」（以下「涉外民事法律適用法」といいます）」がその役割を担っています。日本と中国では、この国際私法が採用している根本的な原則が異なります。

1 日本の原則である「相続統一主義」

日本の通則法第36条は、「相続は、被相続人の本国法による」と定めています。これは、被相続人の国籍（本国法）を唯一の基準とし、財産の種類（不動産か動産か）や、その財産が世界中のどこの国に存在しているかに関わらず、すべての遺産を一元的にその本国法に委ねる方法であり、「相続統一主義」と呼ばれる考え方です。したがって、被相続人が日本国籍であれば原則として日本の民法、中国国籍であれば原則として中国の民法典が適用されます。

2 中国の原則である「相続分割主義」

これに対して、中国の涉外民事法律適用法第31条は、以下の通り規定しています。

「法定相続は、被相続人の死亡時の常居所地法を適用する。但し、不動産の法定相続は、不動産所在地の法律を適用する。」これは「相続分割主義」と呼ばれる考え方であり、遺産を、現金、預貯金などの動産と不動産の2種類に明確に区分し、それぞれ異なる基準で準拠法を決定します。

動産：被相続人が死亡したときに生活の拠点としていた場所の法律（常居所地法）

不動産：その不動産が物理的に存在している国の法律（不動産所在地法）

3 反致の成立と実務上の帰結

このように、日本（相続統一主義）と中国（相続分割主義）の間でルールが食い違っているため、実際の事案では、双方の法律が他方を指定し合う反致という現象が発生し、最終的な適用法律が確定します。

ケースA：日本に長年居住していた中国籍の者が亡くなった場合（在日中国人の相続）

日本法：通則法36条に基づき、被相続人の本国法である「中国法」が準拠法となります。

中国法：中国の涉外民事法律適用法31条により、動産（日本の預金など）については、死亡時の常居所地である「日本法」が準拠法となります（中国法から日本法へ送り返される）。

不動産（日本のマンションなど）：不動産の所在地である「日本法」が準拠法となります（同様に日本法へ送り返される）。

結論：日本の通則法41条は、外国法によって日本法が指定された場合（反致）は日本法に従うと定めています。そのため、このケースでは動産・不動産ともに日本の民法が準拠法となります。

ケースB：日本国籍の者が、中国国内に不動産や預金口座を残して日本で亡くなった場合

日本法：通則法36条に基づき、被相続人の本国法である日本法をすべての財産の準拠法として指定します。

中国法：中国国内にある遺産を動かすためには、当然に中国の行政機関や銀行の手続きを経る必要があります、中国側は自国の国際私法を適用します。

動産（中国の銀行にある預金）：死亡時の常居所地（日本）の法律、すなわち「日本法」を適用します。これは日本の通則法とも一致します。

不動産（上海のコンドミニアムなど）：中国の涉外民事法律適用法31条の但し書きにより、不動産所在地法である「中国法」が準拠法として適用されます。

結論：この場合、一人の被相続人の相続であるにもかかわらず、「中国の預金は日本の民法で分け、中国の不動産は中国の民法典で分ける」という、法域の完全な分断が発生することになります。

第3 日中実体法の相違

国際私法により、特定の財産（例：中国国内の不動産など）について中国法が準拠法として指定された場合、日本の相続法とは異なる処理が必要となります。現在の中国における相続の実体法は、2021年に施行された「中華人民共和国民法典」の第六編（相続編）が適用されます。日本の民法と比較した際、実務上特に重要な相違点は以下の2点です。

1 「父母」が第1順位の法定相続人

日本の民法では、被相続人に配偶者の他、子供（またはその代襲相続人）がいる場合、子供が第1順位となり、直系尊属である「親（父母）」は第2順位となるため、子供がいる限り親に相続権が発生することはありません。

しかし、中国民法典第1127条は、法定相続人の順位を次のように規定しています。

遺産は次の順位に従って相続する。

第1順位：配偶者、子、父母

第2順位：兄弟姉妹、祖父母、外祖父母

ここに含まれる最大の差は、「配偶者」「子」だけでなく、被相続人の「父母」も全員が並列で「第一順位」の相続人になるという点です。

【日本民法の法定相続（子らが居る場合）】

配偶者（1/2）＋子ら（1/2）—— 親には一切相続権なし

【中国民法典の法定相続（子らが居る場合）】

配偶者＋子ら＋父母—— 全員が「第一順位」として対等な割合で遺産を分割

日本国籍で以前中国に駐在していた方（既婚、子供あり）が中国の拠点に不動産を所有したまま亡くなり、その時点で日本にいる実の親（高齢）が健在であったとします。中国の不動産は中国法が準拠法となるため、この不動産の法定相続人は「配偶者」と「子供」だけでなく、「日本の高齢の親」も加えた全員になります。

仮にこの遺産（中国の不動産）を配偶者や子供の名義に一本化したい場合、日本の親にも遺産分割協議（中国法上の遺産分割合意）に参加してもらい、「私は相続しません」という意思表示（相続放棄または持分譲渡）を法的に証明してもらわなければなりません。もしこの段階で親が認知症などを患っており、有効な意思表示ができない状態であれば、中国の不動産の名義変更手続きは大変面倒なことになります。

さらに手続きを放置している間にその親が亡くなった場合、親が持っていた中国不動産の潜在的な相続権（持分）は、親の子供たち（被相続人の兄弟姉妹）へと数次相続されていき、関係する登場人物がネズミ算式に膨れ上がって取捨がつかなくなります。

2 代襲相続の対象が「兄弟姉妹の子（甥・姪）」へ拡大

中国民法典の制定に伴い導入された重要な変更点として、代襲相続の範囲の拡大があります。日本法では、兄弟姉妹が先に亡くなっていた場合の代襲相続は「甥・姪（兄弟姉妹の子）」までで一代限りでストップします。

中国法でも従来は「子の直系卑属」のみが代襲相続人でしたが、新民法典第1128条第2項により、「被相続人の兄弟姉妹が被相続人より先に死亡した場合は、その兄弟姉妹の子が代襲相続する」と明記されました。これにより、被相続人に子供や親がおらず、兄弟姉妹が相続人となるケース（第2順位の相続）において、中国国内にある資産の相続関係者を特定・探索する難易度が飛躍的に上昇することになりました。

第4 戸籍制度の不完全な社会での「公証実務」

日本国内の相続であれば、市区町村役場で戸籍謄本を地道に遡って集めれば、誰が被相続人で、誰が唯一の法定相続人であるかを公的に証明できます。

しかし、中国には日本の戸籍制度に相当するような出生から死亡までの親族関係をシームレスに公証する制度が存在しません。この戸籍制度の不完全な社会で関係書類をやり取りすることが、日中相続の実務的な最大関門となります。

1 中国における「戸口簿」の限界

中国にも「戸口」と呼ばれる戸籍制度という制度は存在します。しかし「戸口簿」は公安局が管轄する人ごとの現住所や居住実態を管理するための台帳です。ある人が結婚して別の都市に移住したり、就職して独立したりすると、古い戸口簿から除籍され、新しい戸口簿が作成されます。結婚した場合に配偶者が誰かは記載されますが、仮に離婚した場合には以前の配偶者の情報は削除されてしまいます。そのため、日本の戸籍謄本のように「この被相続人には、過去にも現在にも、この子供以外に子供は一人も存在しない」という消極的事実の証明が戸口簿だけでは絶対にできない仕組みになっています。

2 公証処における公正証書

戸口簿で証明できない以上、中国の行政や銀行、あるいは日本の法務局（中国籍の被相続人が日本に残した不動産の登記移転など）に対して親族関係を証明するため、中国現地の公証処にて公正証書を作成してもらう場合が多いです。

ただ日本の相続人が、中国の公証処に「親族関係公証書を作ってほしい」と申請しても、公証処は手ぶらでは発行してくれません。公証人を納得させるための「客観的証拠」を、申請者側が提示する必要がある、これらは公安局において可能な範囲で戸口簿などを取得してつなぎ合わせていくことになります。

しかし、被相続人が何十年も前に日本に渡って帰化しており、中国側の記録が破棄されているケースや、中国の親族（第一順位となる父母）と長年音信不通であり、彼らの現在の身分証明書のコピーすら手に入らないケースでは、証拠が揃わずに公正証書の申請が却下されてしまいます。書類が出なければ、日中双方の資産の名義変更手続きは完全にストップしてしまいます。

3 アポステイーユによる手続きの簡易化

国境をまたいで書類を使用するためには、その書類が本物であることを証明する必要があります。かつて日中間では、外務省の認証を受けた上で、相手国の大使館・領事館の領事認証を取得するという重厚な二重の手続き（領事認証手続き）が要求されていました。

しかし、中国が「アポステイーユ条約」に加盟し、2023年11月7日から同条約が日中間で正式に発動したため、現在は大使館での長い領事認証を待つ必要はなくなり、日本側であれば外務省、中国側であれば現地の外交部が発行するアポステイーユを取得するだけで、書面の公的有効性が相互に認められるようになり、時間的なコストは一定程度短縮されました。

第5 トラブルを未然に防ぐための生前対策

日中間の国際相続は、被相続人が亡くなってから処理しようとする、日中双方の弁護士や公証人を巻き込み、年単位の時間と多額の費用を要することとなります。

法的な紛争や手続きの膠着を防ぐためには、被相続人が生前に手を打っておく対策が不可欠です。

1 各国個別の遺言書の同時作成

日本の遺言書を上海や北京の銀行、不動産登記所に持ち込んでも、現地の担当者はそれをどのように解釈・検証してよいか分からず、受け入れを拒否されるか、検証のために途方もない書類の追加提出を求められます。最も確実な法的解決策は、「日本にある資産のための遺言書」と「中国にある資産のための遺言書」を、それぞれの国の法律と書式に則って個別に作成することです。

日本資産用：日本の公証役場で、日本の民法に基づき「公正証書遺言」を作成する。

その際には対象を「日本国内に所在する一切の財産」と限定しておく。

中国資産用：中国現地の公証処で、中国民法典に準拠した「公証遺言」等を作成する。

その際には対象を「中国国内に所在する一切の財産」とする。

このように管轄を分離させておくことで、万が一の際、日本国内の手続きを迅速に終わらせつつ、同時に中国の遺言書を使って現地の名義変更を並行して進めることが可能になり、互いの手続きが干渉して足を引

っ張り合うリスクを排除できます。

2 国内への資産移動

国際相続の実務において最も推奨されることの多い究極の対策が、生前に、中国国内にある資産をすべて売却・解約し、現金を日本へ送金して集約しておくことです。

中国の不動産を売却し、銀行口座を閉鎖して、資金を日本の銀行口座へ移転してしまえば、その瞬間に中国法が適用される不動産も中国現地で凍結される口座もなくなります。残ったのは日本国内の資産だけになるため、相続発生時には100%日本の民法と日本の戸籍制度だけでシンプルに完結させることができます。ただし、中国から日本への大口の海外送金には、中国の外貨管理局による厳格な外国為替管理規制（税務証

明の取得義務など）のハードルがあるため、この還流手続き自体にも十分な時間的余裕を見て計画的に実行する必要があります。

第6 結論

以上のように日中間の国際相続はそれほど容易なことではありません。生前になしうる対策はしておくとともに、万が一の場合には日中両国の法制度に精通した弁護士に相談されることがよいと思われます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。